

広島県告示第九百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和三年十月二十五日までの間、縦覧に供する。

令和三年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原東城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町永野字神竜五〇三四番七地 先から 庄原市東城町三坂字氏清五五二一番一地で	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一六八・四〇 メートル
	一〇・〇〇 三四・一〇〇	一〇・〇〇 三四・一〇〇	四・〇〇 八・三〇	一七二・〇〇 一八一・〇〇	